

## 令和2年度 農地再生・活用支援補助金

### (1) 趣 旨

農業者の高齢化により担い手が減少する中、所有者が自ら耕作できない農地が増加しており、遊休農地対策が大きな課題となっているため、遊休農地や遊休予備農地を活用した農業上の利用及び地域活性化に寄与する取り組みを支援します。

### (2) 対象者 農業者、市民、3者以上で構成する団体（グループ、地区、集落）

### (3) 対象農地 過去1年以上作物を栽培せず、農業委員又は農地利用最適化推進委員が確認した農地（市内の農地に限る）

### (4) 補助対象事業

事業区分	補助対象経費
①農地再生整備（ハード） 遊休農地等を活用して農業生産を行うための再生整備（初年度のみ1回）	伐採、伐根、草刈、深耕、土壌改良剤の投入など農地再生整備に要する経費（委託料、機械借上料、資材費等） 補助率9/10
②農作物の栽培等（ソフト） 農作物の栽培、農作物の栽培に付随した事業（農作業体験、食農教育など） （同一農地につき最大3年間）	肥料、苗木、種子、資材など農作物の栽培に要する経費、イベント・食農教育等に要する経費（消耗品費、印刷費、使用料、原材料費等（飲食費は除く）） 補助率9/10
補助金額上限 ハード 200,000円、ソフト 100,000円（100円未満切り捨て）	

- ・農地所有者が自己所有の農地で行う取り組みは対象外とする。
- ・グループ等の構成員に対する謝礼、日当の支払いは対象外とする。
- ・他の補助金の交付を受ける事業、申請前に実施済みの事業は対象外とする。
- ・機械作業料金は、令和2年度「飯田市農作業の標準労賃機械作業料金」以内の金額とする。
- ・初年度ハード整備のみを行った場合は、次年度以降3年間ソフト事業を支援します。
- ・非農家グループ等による事業の場合は、耕起作業等の機械作業料金を支援対象とする。
- ・農地利用に当たっては、利用権設定又はレクレーション農園の届出を行うこと。（直ちに利用権設定等の手続きが困難な場合は、農地使用承諾書を添付する）ただし、レクレーション農園で栽培された農産物は、販売することができません。

### (5) 申請方法

- ・地区農業委員又は農地利用最適化推進員の確認を受けて申請書を提出する。（継続する事業は年度毎に申請）
- ・事業着手前の該当圃場の写真を申請時に提出する。

### (6) 実績報告及び補助金の支払い

- ・年度内に事業を完了し、事業実施後速やかに実績報告書（再生前と再生後、栽培前と栽培後の写真、活動記録写真、領収書、通帳の写し）を提出する。
- ・実績報告書に基づき補助金額を確定し、請求書の提出により補助金を交付する。

### (7) 事業内容を公表し広く周知することについて同意すること。